○○市町村告示第　　号

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う地域審議会の設置について、別紙のとおり田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の協議が成立したので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）第５条の４第３項の規定により告示する。

平成１６年　　月　　日

田辺市長　脇　中　　孝